

平成25年6月5日
行政改革推進会議
平成28年3月29日改正
令和2年11月6日改正

歳出改革等ワーキンググループについて(案)

1. 趣旨

行政改革推進会議の下、行政事業レビュー、調達改善、その他行政改革における重要な課題について、具体的かつ個別的な調査審議等を行うとともに、行政事業の公開点検・検証や調達改善にかかる外部評価等の具体的な取組を推進するため、歳出改革等ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

2. 構成

- (1) WGの構成員は、行政改革推進会議の了承を得て、行政改革担当大臣が指名する。
- (2) WGに座長を置き、座長は、構成員のうちから行政改革担当大臣が指名する。
- (3) 座長は、各構成員の具体的担務を定めるとともに、必要に応じ、構成員のうちから座長代理を指名することができる。

3. 運営

- (1) 座長は、WGの調査審議等のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- (2) 座長又は座長の指名する者は、適宜、WGの調査審議等の状況を取りまとめ、行政改革推進会議に報告する。
- (3) 座長又は座長の指名する者は、必要に応じ、行政改革推進会議に対し、担務に関する意見を提出することができる。

4. 庶務

WGの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。

5. その他

以上に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長が決定する。